

ふるさとを返せ 津島原発訴訟

安全を確保せず国策として原発を推進した国の責任を明らかにし
津島の原状回復を実現する公正な判決を求める団体署名

仙台高等裁判所第1民事部裁判長 様

2011（平成23）年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故は大量の放射性物質を撒き散らし、広範な地域に深刻な被害をもたらしました。とりわけ福島県浪江町津島地区は、高濃度の放射能汚染のため全域が帰還困難区域とされ、地区住民たちは多年にわたって過酷な避難生活を余儀なくされています。ごく一部の場所で、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域が指定されて除染が進められていますが、「点と線の除染」にすぎず、「面の除染」になっていないため、住民たちが帰還するにはほど遠い状況です。この状況をふまえ、貴裁判所に2つのことを要請します。

第1は津島地区の原状回復に関してです。住民たちの裁判上のメインの請求は津島地区の原状回復（ふるさとを返せ）です。わたしたちは、この請求に共感し、これを強く支持します。貴裁判所には、津島地区住民たちの悲痛な訴えに耳を傾け、被害の実相を直視いただくことを心から望みます。

第2は国の責任です。国は、原発を積極的に導入し、国策として推進してきました。最高裁は、国が東電に津波対策を命じていたとしても大量の海水の浸入は避けられなかった可能性が高いとして、原発事故の国の責任を否定しました。しかし、電源を失って冷却できなくなれば過酷事故にいたることは原発を設置したときから当然想定されていたことです。原発を設置する以上は、原因が何であるかにかかわらず、全電源喪失の事態に備えた対策をとらねばならなかったのです。そういう対策をせずに原発を推進してきた国に責任がないなど、とうてい納得できるものではありません。

国の法的責任を明確に認め、国と東京電力には津島地区を原状回復する法的義務があることを明確にする、公正な判決を要請します。

団体署名欄 団体名
〒・住所
電話

代表者名

取扱い団体

署名集約先 ○「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団事務局
〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10F
電話 03-3352-3663 FAX03-3352-9476
○津島原発訴訟を支える会 事務局長 大滝史郎
〒963-8041 福島県郡山市富田町上ノ台 20-58
電話 080-9809-8951

※随時集約しますので、上記いずれかの宛先に送付方お願いします。